

千葉県保育士処遇改善事業

予算額 2,142,960千円 (R3 1,999,500千円)

1 事業の目的・概要

保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施します。

2 事業内容

県内市町村が行う保育士の処遇改善に係る事業に対して、その1/2（政令市は1/4）を補助します。（上限額1万円）

[実施主体] 市町村

[対象施設] 民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所等

[対象職員] 常勤の保育士又は保育教諭

[基準額] 職員1名につき月額2万円



担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043-223-2355

保育所整備促進事業

予算額 249,000千円 (R3 382,000千円)

1 事業の目的・概要

待機児童の早期解消を図るとともに、労務単価の上昇による工事費の高騰に対応するため、国の補助制度等に県単独で上乗せを行い、保育所の施設整備を促進します。

2 事業内容

[対象地域] 県内市町村（政令市を除く）

[補助対象者] 社会福祉法人 等

[補助対象経費] 安心こども基金で行う保育所緊急整備事業又は国の保育所等整備交付金事業により実施する、保育所等の創設・増築・増改築に必要な経費

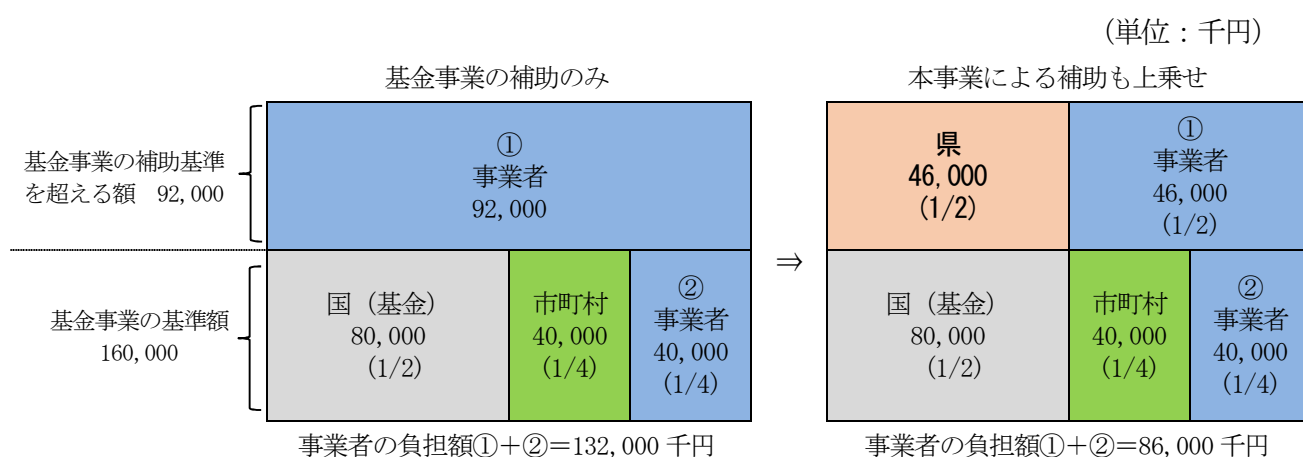
[補助率] 基金又は国の補助対象基準額を超える額の 1/2

[補助限度額] 定員 1 人あたり 2,800 千円

(参考) 補助のイメージ

補助対象事業費 252,000 千円、定員 90 名の保育所を基金事業により新設する例

- ・基金事業の補助対象基準額が 160,000 千円の場合
- ・補助対象基準額を超える額は 92,000 千円（＝補助対象事業費 252,000－補助対象基準額 160,000）
- ・本事業による県補助額は 46,000 千円（＝基準額を超える額 92,000 千円×補助率 1/2）



担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043-223-2355

賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業

予算額 522,000千円 (R3 670,000千円)

1 事業の目的・概要

保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所を新設、定員拡大のために改修する場合に、国の助成（保育所等改修費等支援事業）に県独自の上乗せを行い、その費用の一部を助成します。

2 事業内容

[対象地域] 県内市町村

[補助対象者] 保育所等を経営する民間事業者

[補助対象経費] 賃貸物件による保育所等の新設、定員拡大に伴い必要となる経費
(改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。))

ただし、待機児童の解消につながらない老朽化に伴う改修は対象外。

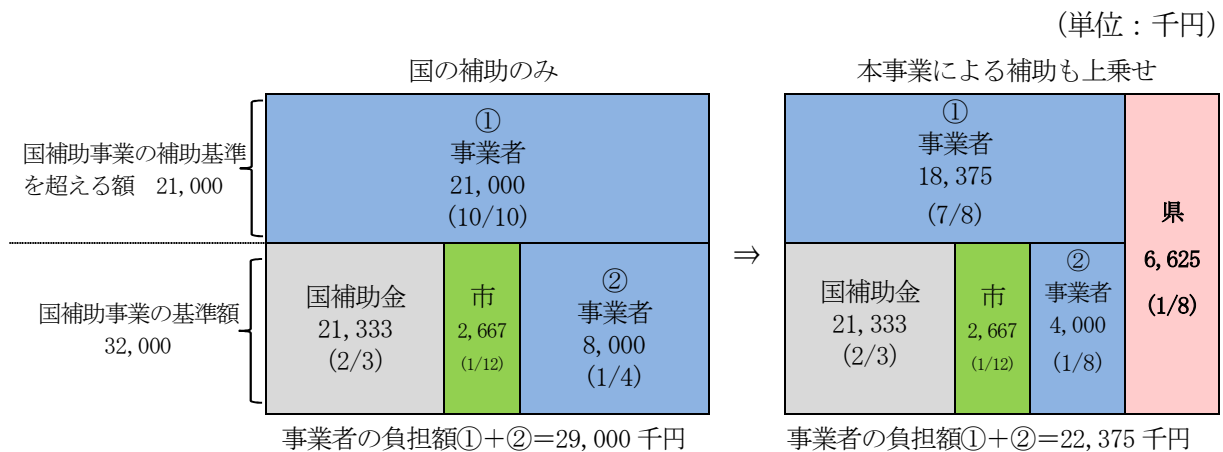
[補助率] 1/8

[補助限度額] 定員1人あたり2,800千円

(参考) 補助のイメージ

補助対象事業費 53,000 千円、定員 50 名の保育所を新設する例

・本事業による県補助額は 6,625 千円 (=補助対象事業費 53,000 千円×補助率 1/8)



担当課・問い合わせ先
健康福祉部子育て支援課
043-223-2355

児童相談所の機能強化【一部新規】

予算額 137,085千円
(債務負担行為 253,000千円)

1 事業の目的・概要

児童虐待事案等に適切に対応するため、人員配置の強化や施設整備等により児童相談所の機能強化を図ります。

2 主な事業内容

(1) 人員配置の強化

国が示す児童虐待防止対策体制総合強化プランや県の児童虐待防止緊急対策に対応するため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等を増員します。

(2) 児童相談所の新設 101,445千円(債務負担行為172,000千円)

児童相談所の管轄規模の適正化に向け、(仮称)印旛児童相談所と(仮称)東葛飾児童相談所を新設するための基本設計、実施設計等を行います。

【主な事業】

- R3~4年度 基本設計等 99,608千円
- R4~5年度 実施設計 (債務負担行為 172,000千円)

【スケジュール(予定)】

- R3~4年度 基本設計、R4~5年度 実施設計、R6~7年度 工事、R8年度 開設

(3) 児童相談所の建替え【新規】 4,750千円(債務負担行為81,000千円)

県有建物長寿命化計画に基づき、施設が老朽化している柏児童相談所と銚子児童相談所について、建替えに向けた基本設計等を行います。

【主な事業】

- R4年度 地歴調査 4,750千円
- R4~5年度 基本設計、地質調査 (債務負担行為 81,000千円)

【建設予定地】

- 柏市柏の葉(県有地(教育庁所管))
- 銚子市南小川町(銚子市所有地)

【スケジュール(予定)】

- R4~5年度 基本設計、R5~6年度 実施設計、R7~8年度 工事、R9年度 開設

(4) ICTを活用した児童相談所業務改善事業 30,890千円

児童相談所業務の適正化及び業務効率化を図るため、システムの運用保守管理及び改修等を行います。

また、職員間等の情報連携を迅速かつ円滑に行うため、出張時の連絡等に使用する公用スマートフォンの運用等を行います。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2323・3634

児童虐待防止対策事業



予算額 540,121千円 (R3 535,855千円)

1 事業の目的・概要

児童虐待の未然防止、早期発見、被虐待児童のケア等に総合的に取り組みます。

2 主な事業内容

(1) 里親委託推進事業

58,887千円

里親制度に関する理解を深め、里親委託へ繋げるために、制度説明会等を開催し里親登録者数の増を図るとともに、相談援助や交流推進、資質向上のための研修等を実施します。また、里親委託前に子どもとの関係調整のために実施する面会や外泊などに要する生活費や旅費を補助し、里親委託の推進を図ります。

(2) 児童相談所虐待防止体制強化事業

172,147千円

各児童相談所において児童虐待に関する電話相談を実施するとともに、24時間365日、電話で児童虐待の通告等に対応する子ども家庭110番を設置します。また、児童虐待通報があった場合に、児童福祉司と目視による安全確認を行う児童安全確認協力員の各児童相談所への配置等を行います。

(3) 児童相談所専門機能強化事業

73,433千円

児童相談所の専門機能を強化するため、児童相談所職員に対して各種研修を実施するほか、児童精神科医や臨床心理士等の専門家から協力・助言を得るとともに、各児童相談所に弁護士や警察職員などを配置します。

(4) 児童虐待対策関係機関強化事業

17,801千円

市町村等の関係機関における児童やその保護者に対する支援体制を強化するため、市町村職員等への研修の実施や、市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣等を行います。

(5) 社会的養護自立支援事業

52,541千円

児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、22歳まで引き続き施設等で居住する場合の生活費等の補助、退所後の一人暮らしの体験費用の補助、相談支援や支援コーディネーターによる継続支援計画の作成等の支援を実施します。

(6) 子ども虐待防止地域力強化事業

36,022千円

児童虐待防止とDV防止(※)の広報啓発を一体として年度を通して展開し、児童虐待の通告義務やDV被害の相談機関、里親制度等の周知を図ります。

※児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」 DV防止「パープルリボンキャンペーン」



担当課・問い合わせ先

健康福祉部児童家庭課

043-223-2357・3634・

2376

養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

予算額 8,000千円

1 事業の目的・概要

特別養子縁組等の推進を図るため、養親希望者の負担軽減に向けた支援を実施します。

特別養子縁組制度

さまざまな事情により、生みの親の元を離れざるを得ない子どもたちがいます。「特別養子縁組制度」とは、親を必要とする子どもと、子どもを望む夫婦との間で、法的な親子関係を結ぶ制度です。

！ 法改正でより身近に これまで養子となる子の年齢は「原則6歳未満」でしたが、2019年の法改正で「原則15歳未満」に引き上げられました。また、成立までの手続きが見直され、養親を希望する人の負担が減りました。

■ 普通養子縁組・里親制度との違い

	養子縁組制度		里親制度
	特別養子縁組	普通養子縁組	
戸籍の表記	長男（長女）	養子（養女）	—
子どもの年齢	原則として15歳未満	制限なし (ただし、育ての親より年下であること)	原則として18歳まで (必要な場合は20歳まで)
迎え入れる親の年齢	原則として25歳以上の夫婦 (ただし、一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上でも良い)	20歳以上	制限なし
縁組の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意 (15歳以上は自分の意思で縁組ができる)	児童相談所からの委託
関係の解消(離縁)	原則として認められない	認められる	生みの親の元に戻るか自立する

「特別養子縁組制度リーフレット（厚生労働省）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000759793.pdf>) を加工して作成

2 事業内容

養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者があっせん機関に対して支払う手数料を助成します。

(1) 負担割合

国 1 / 2、県 1 / 2

(2) 補助上限額

1人あたり 400千円

(3) 対象者

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する、県内居住の養親希望者

(4) 助成対象

民間あっせん機関に対し支払う手数料

担当課・問い合わせ先
健康福祉部児童家庭課
043-223-2322・2357

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】

予算額 8,680千円

1 事業の目的・概要

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要でも表面化しにくくなっています。

国の調査やプロジェクトチーム報告を踏まえ、千葉県内においても実態調査を行い、必要な支援体制構築に繋げていきます。

また、福祉・介護・医療・教育等の関係機関を中心に、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修を実施します。

2 主な事業内容

(1) ヤングケアラー県内実態調査

8,000千円

千葉県内におけるヤングケアラーの状況及び課題把握のため、地方自治研究機構の共同調査研究事業を活用し、実態調査及び今後の施策の検討を行います。

(2) ヤングケアラー関係機関職員研修

680千円

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員からの働きかけも重要です。支援に携わる関係機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修を実施します。

[関係機関]

福祉事務所、児童相談所、学校、地域包括支援センター等

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

担当課・問い合わせ先

健康福祉部児童家庭課

043-223-2322・2357

私立学校経常費補助（一般補助）

予算額 32,660,509千円 (R3 33,414,793千円)

1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成します。

2 事業内容

学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成します。

県単独で上乘せする補助単価については、高等学校では27,500円、幼稚園では14,100円に引き上げ、経常費補助の一層の拡充を図ります。

また、専修学校（専門課程）についても、県単独の経常費補助額を15,000円に引き上げます。



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

私立高等学校等 I C T 環境整備事業【新規】

予算額 160,000千円

1 事業の目的・概要

県内の私立小学校・中学校・高等学校等における I C T 教育環境の一層の充実を図るため、パソコンやタブレット端末、電子黒板等の整備に要する経費について、国の助成に新たに県独自の上乗せを行います。

2 事業内容

(1) 対象校

I C T 関連費用について、国からの助成を受けている学校

(2) 補助率

補助対象経費 × 1 / 4

(県の上乗せにより、国 1 / 2、県 1 / 4、学校 1 / 4 となります。)

参考 令和 3 年度の国の助成

①私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）

補助対象：電子黒板、プロジェクタ、ソフトウェア 等

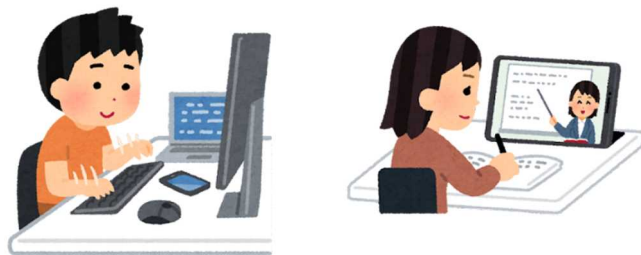
補助率：1 / 2

②私立学校情報機器整備費補助金

補助対象：小中学校は児童生徒数までのパソコンやタブレット

高等学校は奨学給付金受給生徒数までのパソコンやタブレット 等

補助率：1 / 2



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業【新規】

予算額 25,000 千円

1 事業の目的・概要

令和4年度から、県内私立小中学校へ入学後に家計急変した世帯を対象とした授業料軽減を行い、児童生徒の継続的な学びを支援します。

2 事業の概要と制度の内容

(1) 対象者（以下の要件をすべて満たす者）

- ・当該学校への入学後に保護者の失職・倒産等により家計が急変した世帯
- ・保護者の家計急変後の年収が400万円未満相当
- ・保護者の資産保有額が700万円未満

※家計急変年度以降も引き続き低所得の場合は、卒業まで支援を継続します。

(2) 補助額

年間最大336,000円（月額28,000円）。



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

ちばっ子「学力向上」総合プランの推進

予算額 319,673 千円 (R3 199,547 千円)

1 事業の目的

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、放課後学習の充実、体験学習など多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組みます。

2 事業内容

ちばっ子「学力向上」総合プラン (学びの未来づくり ダブル・アクション+ONE)

自ら課題を持ち多様な人々と協働し
粘り強くやりぬく子

Action1 学ぶ意欲の向上

- 学習サポーター派遣事業 132,370 千円
児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援等を行う学習サポーターを小・中学校に派遣します。
- 多様な学習機会の提供 34,273 千円
幼・小・中・高が相互に連携し、先進的な理数教育を推進するなど、多様な学習機会を提供します。
 - ・「専門学科を体験しよう」事業
 - ・特別非常勤講師の配置
 - ・先進的な理数教育の推進

子供と社会の変化を捉え自律的に学ぶ
姿勢を持ち授業を工夫する教員

Action2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 魅力ある授業づくり 900 千円
優れた技能や専門性を活かした授業を行う教員を授業づくりコーディネーターとして認定し、授業公開や授業づくりの支援により授業改善を図ります。
 - ・「授業づくりコーディネーター」活用事業

+ ONE

ちばっ子学びの未来デザインシート事業 150,000 千円

これからの社会で求められる考える力を試すテストを本県独自に実施し、児童生徒の学ぶ意欲の向上と教員の授業改善を促します。

担当課・問い合わせ先

教育庁 教育振興部 学習指導課 043-223-4059

小学校専科非常勤講師等配置事業【新規】

予算額 136,000千円

1 事業の目的・概要

児童の学力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりを行うため、県独自に専門教員等を小学校へ配置し、国の加配と合わせ令和6年度までに全校に配置します。

2 主な事業内容

(1) 非常勤講師の配置 84,806 千円

[ねらい] 算数・理科の授業における学力向上を図ります。

[活用] 小学3・4年の算数・理科の授業を、専門性を有する教員が単独または、担任とともに授業を行います。

[教科] 算数・理科

[学年] 第3～4学年

[配置校数] 40校

[配置人材] 教科指導力の高い退職教員や塾講師等

(2) 技能教科専科指導員の配置 48,854 千円

[ねらい] 体育・図工の授業における児童の学習意欲の向上と継続を図ります。

[活用] 小学1～4年の体育・図工の授業に、アスリートや芸術家、専門性を有する教員が入り、担任の先生と一緒に授業を行います。

[教科] 体育・図画工作

[学年] 第1～4学年

[配置校数] 40校

[配置人材] アスリート、地域の絵画教室の指導者等

担当課・問い合わせ先

【事業の計画に関する事】教育庁 教育振興部 学習指導課 043-223-4059

【体育の充実に関する事】教育庁 教育振興部 体育課 043-223-4108

【職員の配置に関する事】教育庁 教育振興部 教職員課 043-223-4041

[参考：令和3年度2月補正予算案計上事業]

授業環境高度化推進事業【新規】

予算額 249,000千円

1 事業の目的・概要

学校におけるICT教育環境の充実を図るため、授業環境の高度化に資する機器の整備を行います。

2 事業内容

(1) 対象

県立高等学校、県立特別支援学校

(2) 内容

○県立高等学校のプロジェクタ整備（教育政策課） 187,000千円

ICT機器を活用した授業を展開できるよう、プロジェクタを整備します。

○県立特別支援学校における通信環境等の整備（特別支援教育課）

62,000千円

これまでに整備したタブレット等のICT機器を有効活用できるよう、無線アクセスポイント等を整備します。



プロジェクタを活用した生徒の発表



無線環境下でのタブレット活用

担当課・問い合わせ先
教育庁 企画管理部 教育政策課
043-223-4150
教育庁 教育振興部 特別支援教育課
043-223-4051

キャリア教育の推進【一部新規】

予算額 10,628 千円 (R3 960 千円)

1 事業の目的・概要

生徒が主体的に自らの生き方について考え、将来を見通しながら社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、学校における実践的なキャリア教育を推進します。



2 主な事業内容

(1) 職業理解と進路選択能力の育成

多様な職業について理解や興味関心を深めるとともに、将来就きたい職業や習得したい技能について見通しをもち、主体的な進路選択を行うための目的意識を涵養します。

- ・職業理解のための映像教材作成 5,200 千円
- ・キャリアデザイン講演会の実施 3,150 千円



(2) 社会人として求められる課題対応能力の育成

専門高校において、自治体や民間企業と連携協力し、地域や産業における課題を探究する活動を行います。

- ・課題探究型キャリア教育ゼミの実施 1,060 千円



(3) 高校生の就職支援

就職希望者の多い学校を指定校とし、生徒の職業意識啓発のための講演会やインターンシップ、教員の進路指導に関するスキルアップを図るための研修等を実施します。

- ・就職支援事業 860 千円

担当課・問い合わせ先
教育庁教育振興部学習指導課
043-223-4058

高校・企業等との連携推進【一部新規】

予算額 7,454千円 (R3 3,751千円)

1 事業の目的・概要

「県立学校改革推進プラン」に基づき、今後の地域産業を支える人材の育成を図るため、工業教育拠点校にコーディネーターを配置し、工業関係企業・大学等との連携組織の運営を行います。また、令和4年度からは新たに農業教育拠点校にもコーディネーターを配置し、農業関係企業・関係機関等外部との連携を促進します。

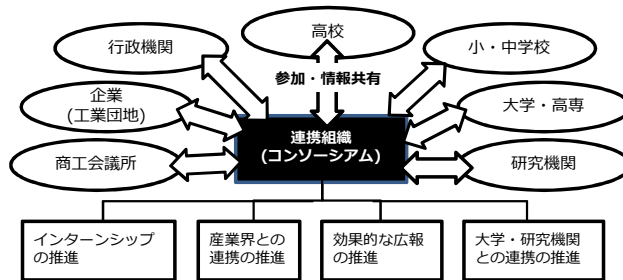
2 事業内容

(1) 工業教育拠点校 3,727千円 (R3 3,751千円)

[拠点校] 千葉工業高校

[事業内容] コーディネーターを1名配置します。

- ①工業系高校人材育成コンソーシアム千葉の運営
- ②新たなコンソーシアム会員の発掘
- ③総会・運営委員会等の会議関係業務
- ④その他、県内工業教育の充実に向けた取組のサポート(課題研究の支援)等

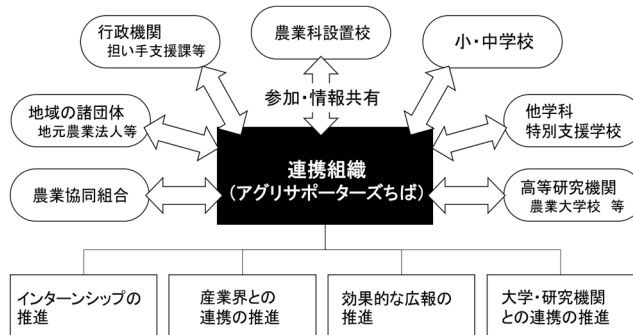


(2) 農業教育拠点校 3,727千円【新規】

[拠点校] 茂原樟陽高校

[事業内容] コーディネーターを1名配置します。

- ①アグリサポーターズちばの運営
- ②生徒のインターンシップ・就職先の開拓・拡大
- ③企業技術者との連携の推進
- ④先進的な取組等の情報の収集・整理・活用



担当課・問い合わせ先

教育庁 企画管理部 教育政策課 043-223-4026

[参考：令和3年度2月補正予算案計上事業]

農業教育環境整備事業【新規】

予算額 100,000千円

1 事業の目的・概要

農業教育環境の充実を図るため、国の補助事業を活用し、農業の専門学科がある県立高校に農業用機械の整備を行います。

2 事業内容

[整備対象校]

薬園台高校、流山高校、清水高校、成田西陵高校、下総高校、多古高校、旭農業高校、大網高校、茂原樟陽高校、大原高校、安房拓心高校、君津高校、君津青葉高校、市原高校（計14校）

[整備内容]

農業教育の高度化に必要な50万円以上の機械
(主なもの)

- ・農薬散布用ドローン

ドローンによる農薬及び肥料散布やセンシング等の技術を、実践的に学習します。

- ・農業用ロボットトラクター

自動走行可能なロボットトラクターを導入することで、自動化による作業時間の縮減や効率的な経営について学習します。



担当課・問い合わせ先

教育庁企画管理部教育施設課 043-223-4158

学校におけるいじめ対策・不登校児童生徒支援の推進

予算額 1,223,803千円 (R3 1,111,232千円)

1 事業の目的・概要

いじめ防止や不登校支援に向けた取組を推進し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる体制づくりを進めます。

《4年度のポイント》

- スクールカウンセラーの配置日数及び配置校の拡充をします。(公立小・中学校は全校配置済)
 - ・公立小学校への配置日数を拡充(隔週1日配置176校→280校)
 - ・県立高等学校への配置校を拡充(週1日配置89校→97校)
 - ・県立特別支援学校へ新規配置(隔週1日配置、1校)

2 事業内容

＜学校への支援体制の強化＞

- スクールカウンセラー(公認心理師・臨床心理士等)の配置【拡充】 849,610千円
児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行います
- スクールソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士等)の配置 123,253千円
児童生徒を取り巻く問題の解決に向け、学校と福祉機関等の連携体制を作り、支援を行います
- 不登校児童生徒支援チームの設置 7,890千円
不登校が長期化し解消困難なケース等を対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家がチームを組んで、学校や市町村教育委員会への支援を行います
- スクール・サポーターの配置 120,712千円(警察本部少年課)

＜相談体制等の充実＞

- SNSを活用した相談事業 29,773千円
悩みを抱える中学生・高校生が気軽に相談できるよう、身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口を設置します
- 子どもと親のサポートセンター相談事業 70,279千円
面接や24時間子供SOSダイヤルによる相談や助言を行います
- ICTを活用したストレスチェックの実施 4,550千円
高校生を対象にした、スマートフォン等を活用したストレスチェックを実施します
- ネットパトロールの実施 6,073千円(県民生活・文化課)

＜学校におけるいじめ対応力強化等＞

- 生徒指導アドバイザーの配置 6,673千円
生徒指導アドバイザーの配置(8人)を行います
- いじめ防止啓発資料 2,529千円
児童生徒、保護者にいじめ防止のリーフレット等を配付します
- いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等 2,461千円(児童生徒課・学事課)
県が実施するいじめの防止対策への審議等を実施します

担当課・問い合わせ先
教育庁教育振興部児童生徒課
043-223-4055

課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業【新規】

予算額 7,500 千円

1 事業の目的・概要

貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にある子どもを早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、中核地域生活支援センターと福祉団体等が連携して校内に気軽に相談できる居場所を作ります。

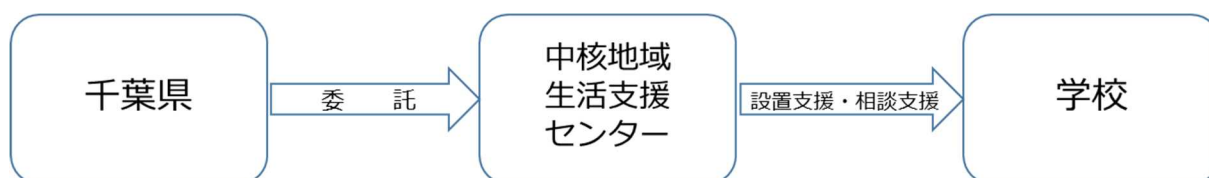
2 事業内容

[実施場所] 県内の高等学校 5 校

[負担割合] 国 1/2、県 1/2 (地域子どもの未来応援交付金)

[委託先] 実施地域に設置されている中核地域生活支援センターの受託事業者

[事業内容] 実施校ごとに月 1 回程度開催する居場所づくりの事業について、参加団体の手配や広報等の開催準備を支援するとともに、開催経費への助成（1 回あたり上限 5 万円、1 校につき 2 年間に限る）や当日の子どもの相談対応を行います。



[中核地域生活支援センターとは]

障害・児童・高齢者など分野を限定しない福祉の総合相談窓口として、県内 13 の健康福祉センター圏域ごとに 1 か所ずつ設置。

地域で生きづらさを抱えた人の包括的な相談支援、市町村等バックアップ、関係機関のコーディネート、権利擁護等を 24 時間 365 日体制で実施。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉指導課
043-223-2303

日本語の指導を含むきめ細かな支援推進事業【一部新規】

予算額 27,864 千円 (R3 19,961 千円)

1 事業の目的・概要

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、学習上・生活上の支援を行うため、母国語を話することができる相談員等を派遣し、日本語指導及び適応指導等を行うとともに、市町村が行う外国人児童生徒への支援に対して助成します。

2 主な事業内容

(1) 外国人児童生徒等教育相談員の派遣 17,555 千円

授業前・後の日本語指導や学校と外国人児童生徒及びその保護者との連絡など、生活・文化面に係るサポート等を行う相談員の派遣

[派遣人数] 県立学校 67 人



(2) 連絡協議会の開催 818 千円

担当教員の指導力向上等のため、経験年数等に応じたきめ細かな研修等を実施

[階層別研修] 1年目の初級指導者研修、2年～5年目の中級指導者研修、6年目以降の中核リーダー研修の実施



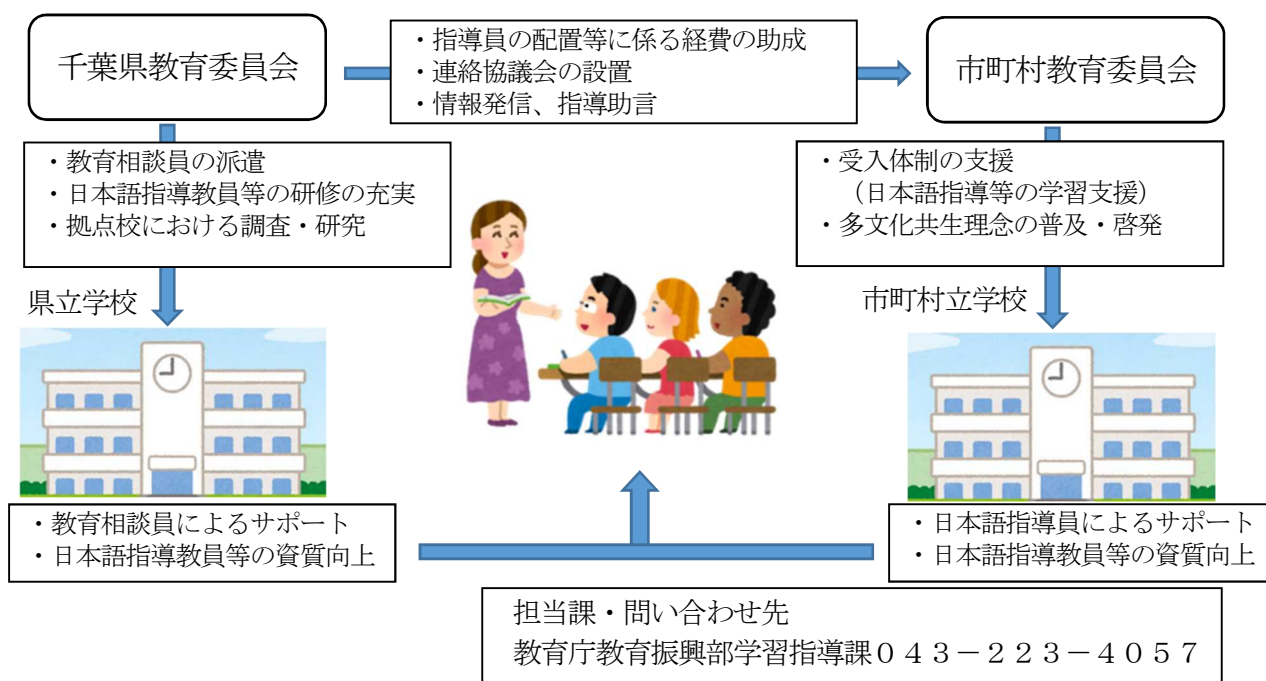
(3) 拠点校における支援の在り方等調査・研究 3,332 千円

授業や適応指導における校内支援体制、就職に必要な日本語や文化の指導、企業訪問等の就職支援等のあり方を構築する。

(4) 外国人児童生徒等教育補助事業【新規】 6,062 千円

市町村が実施する日本語指導員の配置や翻訳機の導入等に係る経費を助成

[対象市町村] 13 市町村 (予定)



県立学校トイレ改修事業【新規】

予算額 97,500千円

1 事業の目的・概要

県立学校の多くは、昭和50年代に建築され、洋式トイレの設置が少ない状況ですが、学校は児童・生徒が一日を過ごす学習・生活の場であることから、長寿命化計画事業による大規模改修を実施するほか、県立高校の普通教室棟トイレの天井・床の張り替えや配管の更新を含めた全面改修により、トイレ環境の改善を図ります。

また、県立学校の和式トイレの洋式化を併せて実施することにより、トイレ洋式化率の向上を図ります。

2 事業内容

(1) トイレ先行改修事業 35,500千円

長寿命化計画の整備計画において大規模改修の対象校となっていない高校の普通教室棟などについて、トイレ1系統を全面的に改修し、洋式化率の向上を図るとともに、トイレ環境の改善を行います。

(2) 和式トイレ洋式化事業 62,000千円

長寿命化対策事業及び上記(1)のトイレ先行改修事業の整備対象とならない、和式トイレを対象とし、洋式便器への交換を進めます。

トイレ先行改修実施イメージ

改修前



改修後



担当課・問い合わせ先

教育庁企画管理部教育施設課 043-223-4158